

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。  
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）（以下「共通公告」という。）による。

令和7年5月29日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 工事名 令和7年度 庁舎管理事務 豊栄支所外壁等改修工事
- 2 工事管理番号 7-107-0066
- 3 工事場所 東広島市豊栄町鍛冶屋
- 4 工事概要 

【建物概要】

鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階建 延床面積 A=3,284.55m<sup>2</sup> 平成6年竣工

【工事内容】

豊栄支所の改修工事に係る建築、電気設備、機械設備工事

仮設工事、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、

環境配慮改修工事、電灯設備工事、動力設備工事、拡声設備工事、空気調和設備工事 ほか

【主要資機材】

複層塗材 E A=186m<sup>2</sup>、可とう形外装薄塗材 A=129m<sup>2</sup>、塗膜防水材 A=360m<sup>2</sup>
- 5 工期 契約日の翌日から令和8年2月20日まで
- 6 予定価格 94,455,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 調査基準価格 有り
- 8 建設工事の種類 建築一式工事
- 9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| (1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種                                                                                                                                                                                                                      | 建築一式工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |           |
| (2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定                                                                                                                                                                                                                                | 不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |           |
| (3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否                                                                                                                                                                                                                                   | 下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。                                                                                                                                                                                                                                              |           |           |
| (4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等<br>※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。<br>※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。<br>※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。                                                                                           | 東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |
| (5) 認定等級又は年平均完成工事高<br>※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。<br>※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。 | ア<br>東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者                                                                                                                                                                                                                                                               | 認定等級（格付け） | A         |
|                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年平均完成工事高  | 問わないものとする |
| (6) 同種・類似工事の元請施工実績<br>※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。                                                                                                                                                                                  | 問わないものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |           |
| (7) 技術者<br>※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。<br>※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること。                                                                                                                                                      | 次のいずれにも該当する技術者を配置できる者<br>ア 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。<br>イ 建築工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者<br>※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。<br>ウ 建築一式工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者<br>※原則、工事の全期間に従事した者であること。<br>エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 |           |           |

- 1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）  
※「建設工事請負契約約款」については、令和7年4月1日改正後の約款を使用する。
- (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(1)サ参照
- (3) 完全電子案件：共通公告1(1)シ参照
- (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5(3)参照
- (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告17参照
- (6) 契約後V E対象案件：共通公告12参照
- (7) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：共通公告4(9)参照
- (8) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置は認めない。
- 1 1 入札参加
- 本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 総合評価に関する事項

- (1) 評価の基準
- 次のアからオに定める各評価項目についてそれぞれの評価基準に基づき評価し、加点する。
- ア 企業の施工能力について

| 評価項目                               | 評価基準                 | 配点                    | 得点   |
|------------------------------------|----------------------|-----------------------|------|
| 平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績（注）        | 公共団体発注の同種工事の実績あり     | 2.0                   | ／2.0 |
|                                    | 公共団体発注の類似工事の実績あり     | 1.0                   |      |
|                                    | その他                  | 0.0                   |      |
| 工事成績評定点（注）                         | 平均工事成績評定点85点以上       | 3.0                   | ／3.0 |
|                                    | 平均工事成績評定点65点～85点未満   | 3.0×(平均工事成績評定点-65)/20 |      |
|                                    | 平均工事成績評定点65点未満又は実績なし | 0.0                   |      |
| 建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況（注）          | 事業者登録あり              | 0.5                   | ／0.5 |
|                                    | 事業者登録なし              | 0.0                   |      |
| 優良建設工事特別表彰・優良建設工事表彰（当該業種で直近3年間）（注） | 優良建設工事特別表彰の該当あり      | 1.0                   | ／1.0 |
|                                    | 優良建設工事表彰の該当あり        | 0.5                   |      |
|                                    | 該当なし                 | 0.0                   |      |

イ 配置予定技術者の能力について

| 評価項目                                                                              | 評価基準                                 | 配点  | 得点   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----|------|
| 主任（監理）技術者の保有する資格（注）                                                               | 技術士又は一級技士（同等資格含む。）                   | 1.0 | ／1.0 |
|                                                                                   | 二級技士（同等資格含む。）                        | 0.5 |      |
|                                                                                   | その他                                  | 0.0 |      |
| 平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無（注）                                                    | 公共団体発注の同種工事の実績あり                     | 1.0 | ／1.0 |
|                                                                                   | 公共団体発注の類似工事の実績あり                     | 0.5 |      |
|                                                                                   | その他                                  | 0.0 |      |
| 施工経験工事の従事形態（注）                                                                    | 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者                 | 1.0 | ／1.0 |
|                                                                                   | 現場代理人                                | 0.5 |      |
|                                                                                   | その他                                  | 0.0 |      |
| 継続教育（CPD）の取組状況<br>建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度又は建築CPD運営会議が運営する制度における前年度1年間（4/1～3/31）の学習実績 | 20単位以上取得                             | 1.0 | ／1.0 |
|                                                                                   | 10単位以上20単位未満取得                       | 0.5 |      |
|                                                                                   | 10単位未満取得又は取得なし                       | 0.0 |      |
| 若手技術者（39歳以下）又は女性技術者の活用（注）                                                         | 若手技術者（39歳以下）又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置する | 1.0 | ／1.0 |
|                                                                                   | その他                                  | 0.0 |      |

ウ 地域貢献の実績について

| 評 価 項 目                                   | 評 価 基 準             | 配 点  | 得 点   |
|-------------------------------------------|---------------------|------|-------|
| 令和6年度の広島県アダプト制度（マイロード・ラブリバー制度）活動の実績の有無（注） | 市内箇所において認定され、活動実績あり | 0.25 | ／0.25 |
|                                           | 活動実績なし              | 0.0  |       |
| 令和6年度の東広島市公園里親制度活動の実績の有無（注）               | 認定され、活動実績あり         | 0.5  | ／0.5  |
|                                           | 活動実績なし              | 0.0  |       |
| 東広島市内業者の活用割合（注）                           | 一次下請の市内活用率が50%以上    | 1.0  | ／1.0  |
|                                           | 一次下請の市内活用率が25%以上    | 0.5  |       |
|                                           | 一次下請の市内活用率が25%未満    | 0.0  |       |
| 東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合（注）                 | 指定資材の市内調達率が80%以上    | 1.0  | ／1.0  |
|                                           | 指定資材の市内調達率が40%以上    | 0.5  |       |
|                                           | 指定資材の市内調達率が40%未満    | 0.0  |       |

エ 社会貢献度について

| 評 価 項 目     | 評 価 基 準                                                                                                 | 配 点  | 得 点   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 障害者雇用の状況（注） | 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に基づく雇用義務がある者で、障害者を法定雇用率の2倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者 | 0.25 | ／0.25 |
|             | 法定雇用率以上雇用している者                                                                                          | 0.1  |       |
|             | 雇用していない者                                                                                                | 0.0  |       |

オ 施工体制について

| 評 価 項 目              | 評 価 基 準      | 配 点 | 得 点  |
|----------------------|--------------|-----|------|
| 調査基準価格に基づく施工体制の確保（注） | 調査基準価格以上での入札 | 5.0 | ／5.0 |
|                      | 調査基準価格未満での入札 | 0.0 |      |

（注）各評価項目に関する注意事項については共通公告7を参照のこと。

- (2) (1)に定める評価項目のうち、アの「平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績」及びイの「平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」の評価基準とする「同種工事」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（令和6年国土交通省告示第8号別添2第3号から第12号に該当する建築物）の建築一式工事であって、1件の最終契約金額（税込）が予定価格以上の新築、増築、改築又は改修工事とし、「類似工事」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（令和6年国土交通省告示第8号別添2第3号から第12号に該当する建築物）の建築一式工事であって、1件の最終契約金額（税込）が予定価格の1/2以上の新築、増築、改築又は改修工事とする。
- ※新築とは、新たに建築物を建築することをいう。
- ※増築とは、既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。
- ※改築とは、建築物又は建築物の部分、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。
- ※改修とは、建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること又は経年劣化した建築物の部分、概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法を用いて原状回復を図ることをいう。
- (3) (1)に定める評価項目のうち、イの「主任（監理）技術者の保有する資格」の資格とは次のものとする。
- ・「技術士又は一級技士（同等資格含む。）」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する「一級建築士」又は建設業法第27条に規定する「一級建築施工管理技士」をいう。
  - ・「二級技士（同等資格含む。）」とは、建築士法第2条第3項に規定する「二級建築士」又は建設業法第27条に規定する「二級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）」をいう。
- (4) (1)に定める評価項目のうち、イの「継続教育（CPD）の取組状況」は建築CPD運営会議が認定したプログラムのCPD実績に限る。
- (4) (1)に定める評価項目のうち、ウの「東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合」の指定資材とは、「複層塗材E」、「外装薄塗材E」及び「アスファルト」とする。

### 1 3 技術資料等

入札の結果、入札金額が失格基準価格以上であり、かつ、評価値の高い上位3者となった者は、総合評価落札方式において価格以外の要素を総合的に評価するため、次の資料（以下「技術資料等」という。）を速やかに提出すること。

**技術資料等は、入札時に積算内訳書と合わせて提出できるものとする。共通公告4(4)を参照のこと。**

| 技 術 資 料 等                      | 提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は共通公告6を参照のこと）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 誓約書（様式第2号）                   | 1部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| イ 技術資料（様式第3号）                  | 1部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ウ 工程表（様式第4号）                   | 必要なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| エ 施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見（様式第5号） | 必要なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| オ 企業の施工能力（様式第6号）               | 1部<br><b>■同種・類似工事の施工実績を有する者は、施工実績を確認する書類として次のいずれか1つ以上を添付すること。</b><br>ア CORINS（登録内容確認書）の写し<br>イ 発注者の証明書の写し<br>※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| カ 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第7号）       | 1部<br><b>■資格を確認する資料として、次のア又はイを添付すること。なお、監理技術者証を有している者についてはア又はイ、かつウを添付すること。</b><br>ア 「一級又は二級建築士免許証の写し」又は「技術者合格証明書の写し」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し」<br>イ 「実務経歴書」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）の写し」<br>ウ 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習（登録講習）修了証の写し」<br>※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。<br><b>■経験を確認する資料として次のいずれか1つ以上を添付すること。</b><br>ア CORINS（登録内容確認書）の写し<br>イ 発注者の証明書の写し<br>※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。<br>※ア又はイにおいては、配置予定技術者の氏名及び従事形態等が確認できること。<br><b>■継続教育（CPD）の単位取得を確認する資料として、各協会等が発行する証明書の写し</b><br>※建築士会CPD実績証明書の写しを提出する場合にあっては単位の内訳及びプログラムが建築CPD運営会議の認定したプログラムであることが確認できる資料を添付すること。 |
| キ 市域内における同種・類似工事の元請施工実績（様式第8号） | 必要なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ク 地域貢献の実績（様式第9～11号）            | 1部（様式第9号）<br><b>■広島県アダプト制度（マイロード・ラブリーバー制度）活動の実績を有する者はそれを確認する資料として、次のア及びイを添付すること。</b><br>ア 広島県アダプト制度（マイロード・ラブリーバー制度）に団体として認定されたことが確認できる書類の写し<br>イ 活動実績が確認できる報告書等の写し<br><b>■東広島市公園里親制度の活動の実績を有する者はそれを確認する資料として、次のア及びイを添付すること。</b><br>ア 東広島市公園里親制度に団体として認定されたことが確認できる書類の写し<br>イ 活動実績が確認できる報告書等の写し<br>1部（様式第10号）<br><b>■東広島市内業者の活用割合を確認する資料として、様式第10号（①及び②）を提出すること。</b><br>※東広島市内業者を活用しない場合も提出すること。<br>1部（様式第11号）<br><b>■東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合を確認する資料として、様式第11号を提出すること。</b><br>※東広島市内資材販売業者から指定資材を調達しない場合も提出すること。                                                                                                                                                                                         |
| ケ 障害者雇用の状況（様式第12号）             | 1部<br><b>■法に基づく雇用義務がある者は、雇用を確認する資料として、公共職業安定所長へ報告した直近の障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。</b><br><b>■法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者は、雇用を確認する資料として、次のア及びイを添付すること。</b><br>ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し<br>イ 雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| コ 建設業許可申請書別紙二の写し               | 必要なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| サ 経営業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料  | 必要なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

1 4 低入札価格調査制度について

- (1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となるが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提出できるものとする。共通公告4(9)を参照のこと。

| 低入札価格調査報告書等 | 提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）                                                                               |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低入札価格調査報告書等 | 1 部<br>■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び同条に掲げる資料<br>※ただし、低入札要領第6条第1項第4号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調査（別紙その2）の提出は不要とする。 |

- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をExcel形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならないことがある。
- (4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1 5 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第1項による（「総合評価落札方式」適用工事である。）。

落札者の決定方法は、共通公告の「5. 落札者の決定について」による。なお、その際の評価値の求め方は次の方法で行う。

- (1) 価格以外の要素について、評価基準に基づき評価し算出した加算点を20点満点で換算したもの（以下「加算点」という。）を与える。
- (2) 加算点に標準点を加えて得られた数値（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除して得られた数値を評価値とする。
- なお、評価値に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を評価値とする。

技術評価点＝加算点＋標準点（100点）  
評価値＝技術評価点／入札価格×1,000,000

1 6 日程等に関する事項

| 手 続 き 等       | 期 間 ・ 期 日 等                                            | 場 所 ・ 留 意 事 項                                                                                                                                                |
|---------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公 告 日         | 令和7年5月29日                                              | 東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。                                                                                                                                   |
| 設 計 図 書 の 閲 覧 | 令和7年5月29日～<br>令和7年6月4日                                 | 東広島市ホームページに掲載する。<br>※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。                                                                                                              |
| 質 問 書 提 出 期 間 | 令和7年5月29日～<br>令和7年6月6日                                 | 質問書（様式第7）により都市交通部営繕課へ持参すること。<br>提出期間後の質問は受け付けない。                                                                                                             |
| 回 答 書 閲 覧 期 間 | 令和7年6月12日～<br>令和7年6月17日                                | 東広島市ホームページに掲載する。<br>回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。                                                                                                           |
| 入 札 期 間       | 令和7年6月16日<br>（午前9時～午後5時）及び<br>令和7年6月17日<br>（午前9時～午後4時） | 電子入札等システムを利用して入札を行う。<br>※自己採点表（様式第13号）を、持参又は電子入札等システムを使用して提出すること。共通公告8(2)を参照のこと。                                                                             |
| 開 札 日 時       | 令和7年6月18日<br>午前10時25分                                  | 電子入札室（本館4階）で行う。                                                                                                                                              |
| 総 合 評 価       | 開札後に技術資料等の評価を行う。                                       | 技術資料等は、入札金額が低入札要領（別紙）「適正な履行確保の基準」における「2. 客観的判断基準」（7）に定める失格基準価格以上である者（以下、「失格基準価格以上である者」という。）のうち、評価値の高い上位3者について提出すること。<br>評価は、失格基準価格以上である者のうち、評価値の最も高い者について行う。 |
| 低 入 札 価 格 調 査 | 開札後に調査対象者について調査を行う。                                    | 価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、入札参加資格を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。                  |
| 事 後 審 査       | 総合評価後に入札参加資格を審査し、その後落札決定を行う。                           | 電子入札等システムで落札者決定通知を行う。                                                                                                                                        |

1 7 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）